

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金のご案内

令和2年2月27日から**6月30日**までの間に、新型コロナウイルス感染症の影響により小学校等が臨時休校した場合に、下記①②の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、**有給（賃金全額支給）の休暇**（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を**取得させた企業を助成**します！

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどに基づき、臨時休業などをした小学校などに通う子ども

②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校などを休む必要がある子ども



事業主の皆さまには、この助成金を活用して有給の特別休暇制度を設けていただき、保護者が希望に応じて休暇を取得できる環境を整えていただければ幸いです。

助成内容

有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10

具体的には、対象労働者1人につき、対象労働者の日額換算賃金額※×有給休暇の日数で算出した合計額を支給します。

※各対象労働者の通常の賃金を日額換算したもの（**8,330円を上限とする**）

申請期間

令和2年9月30日まで

申請書提出先

学校等休業助成金・支援金受付センター

〒105-0014 東京都港区芝2-28-8 芝二丁目ビル4階

お問い合わせ先

コールセンター 0120-60-3999 9:00~21:00（土日・祝日含む）

愛媛労働局雇用環境・均等室

089-935-5222 8:30~17:15（土日・祝日休み）

詳細は

新型コロナ 休暇支援

検索

国の補正予算成立後変更される部分を赤字で記載しています。

- ・対象となる有給休暇の期限の延長：**令和2年6月30日まで**→**9月30日まで**
- ・支給額の上限額の引き上げ：1日当たり**8,330円**→**15,000円**（4月1日以降の休暇に限る）
- ・申請期間の延長：**令和2年9月30日まで**→**12月28日まで**